

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年4月14日

【会社名】 クラスターテクノロジー株式会社

【英訳名】 CLUSTER TECHNOLOGY CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安達 稔

【本店の所在の場所】 大阪府東大阪市渋川町四丁目5番28号

【電話番号】 06-6726-2711

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 稲田 盛一

【最寄りの連絡場所】 大阪府東大阪市渋川町四丁目5番28号

【電話番号】 06-6726-2711

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 稲田 盛一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成28年4月12日

(2) 当該事象の内容

リフレクターの材料である「LED用白色材料」と次世代高密度デバイス用の高耐熱性絶縁材料「エポクラスタークーリエ」を生産している当社の関西工場におきまして、LEDメーカーからのLEDの高輝度性能の要求水準が上がったために受注の予定が遅れ、またSiC半導体及びGaN(窒化ガリウム)半導体の量産化の遅延に伴って営業活動が低調に推移したため、同工場の将来キャッシュ・フローを検討した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損処理することとしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成28年3月期の個別決算において、減損損失113,917千円を特別損失として計上いたします。